

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

< 税務 >

低未利用地の譲渡で



都市計画区域内

親族間譲渡は除く



譲渡(500万円以下)



譲渡益から最大 100 万円控除



(税額では約 20 万円)

内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 阿部・中山 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会” 毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。